

吉岡町週休2日制現場の試行要項新旧対照表

新	旧
(定義)	(定義)
第2条 略	第2条 略
(1) <u>現場閉所による週休2日制現場</u> 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行った状態をいい、完全週休2日 <u>(土日)</u> 又は <u>月単位の週休2日 (現場閉所)</u> のいずれかをいう。	(1) <u>週休2日</u> 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行った状態をいい、完全週休2日_____又は <u>4週8休現場閉所</u> のいずれかをいう。
(2) 略	(2) 略
(3) 略	(3) 略
(4) 現場閉所 <u>現場に従事する技術者及び技術労働者の休日・休暇にかかわらず、現場事務所での書類作成等の事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態とする。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上最低限必要な作業は実施してもよいものとする。なお、降雨、降雪、猛暑等の自然的な事象による計画外の閉所も現場閉所に含むものとする。</u>	(4) 現場閉所 <u>労働者</u> の休日・休暇にかかわらず、現場事務所での書類作成等の事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態とする。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上最低限必要な作業は実施してもよいものとする。なお、降雨、降雪_____等の自然的な事象による計画外の閉所も現場閉所に含むものとする。
(5) <u>完全週休2日 (土日)</u> 原則として、全ての土曜日及び日曜日を計画的な休日とし、同時に4週8休以上の <u>現場閉所を達成した状態</u> をいう。	(5) <u>完全週休2日</u> 原則として、全ての土曜日及び日曜日を計画的な休日とし、同時に4週8休以上の <u>現場閉所率が、100% (4週÷4週／月)</u> を達成した状態をいう。
(6) <u>月単位の週休2日 (現場閉所)</u> 対象期間における全ての月において、 <u>4週8休以上の現場閉所を達成した状態</u> をいう。	(6) <u>4週8休現場閉所</u> 対象期間における全ての月において、 <u>現場閉所率が28.5% (8÷28日)</u> を達成した状態をいう。
(実施対象工事)	(実施対象工事)
第3条 <u>現場閉所による週休2日制現場の実施対象工事は、工事内容、工期等を勘案したもの</u> を対象とする。	第3条 <u>週休2日制現場の実施対象工事は、工事内容、工期等を勘案したもの</u> を対象とする。

吉岡町週休2日制現場の試行要項新旧対照表

新	旧
<p><u>(現場閉所の考え方)</u></p> <p>第4条 対象期間中は、週に2日間、工事現場を閉所とする。この閉所日は、原則として土曜日及び日曜日とする。</p> <hr/> <p>2 受注者は、前項で定めた閉所日においては、技術者等の内業を含め、当該現場に従事する全ての<u>技術者及び技能労働者</u>を休日又は休暇とすることを目指すものとする。</p> <p>3 <u>完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日（現場閉所）の達成状況は、次に掲げる事項により確認する。</u></p> <p>(1) <u>完全週休2日（土日） 達成状況は、対象期間内の週休2日達成率（以下、「達成率」という。）で確認する。達成率は、（週休2日の現場閉所を行った週）÷（対象期間の週）で算出し、100%（4週÷4週／月）を達成した状態をいう。なお、ここでいう「週」とは、日曜日を開始日として土曜日を終了日とするものとし、対象期間内における土曜日又は日曜日が含まれない週は、その週の対象となる土曜日又は日曜日の併称を行っている場合に、達成しているものとみなす。</u></p> <p>(2) <u>月単位の週休2日（現場閉所） 達成状況は、対象期間内の現場閉所率で確認する。現場閉所率は、（週休2日の現場閉所を行った日）÷（対象期間の日数）で算出し、全ての月において、28.5%（8日÷28日）以上を達成した状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、対象期間内におけるその月の土曜日及び日曜日の合計日数以上</u></p>	<p><u>(週休2日制の考え方)</u></p> <p>第4条 対象期間中は、週に2日間、工事現場を閉所とする。この閉所日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、受発注者の協議により、任意の曜日を設定することもできるものとする。</p> <p>2 受注者は、前項で定めた閉所日においては、技術者等の内業を含め、当該現場に従事する全ての<u>労働者</u>を休日又は休暇とすることを目指すものとする。</p> <p>3 <u>達成状況は、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）により確認する。</u></p> <p>(1) <u>完全週休2日 対象期間内の現場閉所率は、（週休2日の現場閉所を行った週）÷（対象期間の週）で算出し、現場閉所率が100%（4週÷4週／月）を達成した状態をいう。なお、原則として降雨、降雪等の自然的な事象による計画外の現場閉所日は振替を認めない。</u></p> <p>(2) <u>4週8休現場閉所 対象期間内の現場閉所率は、（週休2日の現場閉所を行った日）÷（対象期間の日数）で算出し、全ての月において、現場閉所率が28.5%（8日÷28日）を達成した状態をいう。なお、原則として降雨、降雪等の自然的な事象による計画外の現場閉所日は振替を認めない。</u></p>

吉岡町週休2日制現場の試行要項新旧対照表

新	旧
<p><u>に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。</u></p> <p>(実施対象工事の発注方法等)</p> <p>第5条 現場閉所による週休2日制現場の発注にあたっては、発注者指定型又は受注者希望型とする。</p> <p>(1) 発注者指定型 発注者指定型とは、<u>発注者が発注時に現場閉所による週休2日制現場</u>を行うことを指定する工事をいう。 ア 実施対象工事の発注にあたり、施工条件の明示に<u>現場閉所による週休2日制現場（発注者指定型）</u>であることを明示し、発注手続きを行うこととする。</p> <p>(記載例) 当工事は、<u>現場閉所による週休2日制現場（発注者指定型）</u>の実施対象工事である。「吉岡町週休2日制現場の試行要綱」に基づき工事を実施すること。なお、当工事の工期には、週休2日に対応するための日数として、○日を見込んでいる。</p> <p>イ 当初予定価格から「完全週休2日（土日）」を達成した場合の補正係数を各経費等に乘じたうえで予定価格を作成するものとする。</p> <p>ウ 達成状況を確認後、「月単位の週休2日（現場閉所）」に満たないものは、補正分を減額変更する。</p> <p>(2) 受注者希望型 受注者希望型とは、契約後、受注者が<u>現場閉所による週休2日制現場</u>の適用を希望する場合に、実施する工事をいう。</p>	<p>(実施対象工事の発注方法等)</p> <p>第5条 週休2日制現場 の発注にあたっては、発注者指定型又は受注者希望型とする。</p> <p>(1) 発注者指定型 発注者指定型とは、<u>発注時から発注者が週休2日制工事現場</u>を行うことを指定する工事をいう。 ア 実施対象工事の発注にあたり、施工条件の明示に<u>週休2日制現場（発注者指定型）</u>であることを明示し、発注手続きを行うこととする。</p> <p>(記載例) 当工事は、<u>週休2日制現場（発注者指定型）</u>の実施対象工事である。「吉岡町週休2日制現場の試行要綱」に基づき工事を実施すること。なお、当工事の工期には、週休2日に対応するための日数として、○日を見込んでいる。</p> <p>イ 当初予定価格から「週休2日」 を達成した場合の補正係数を各経費等に乘じたうえで予定価格を作成するものとする。</p> <p>ウ <u>現場閉所の達成状況を確認後、月単位で「4週8休現場閉所」に満たないものは、補正分を減額変更する。</u></p> <p>(2) 受注者希望型 受注者希望型とは、契約後、受注者が<u>週休2日制現場</u> の適用を希望する場合に、実施する工事をいう。</p>

吉岡町週休2日制現場の試行要項新旧対照表

新	旧
<p>ア 実施対象工事の発注にあたり、施工条件の明示に<u>現場閉所</u>による週休2日制現場（受注者希望型）であることを明示し、発注手続きを行うこととする。</p> <p>(記載例) 当工事は、<u>現場閉所</u>による週休2日制現場（受注者希望型）の実施対象工事であるため、「吉岡町週休2日制現場の試行要綱」に基づき、受注後速やかに<u>工事打合せ簿</u>に希望の有無を記載し、監督員へ提出すること。なお、当工事の工期には、週休2日に対応するための日数として、〇日を見込んでおり、週休2日制現場の適用を希望しない場合でも、週休2日に対応する分の短縮はしないものとする。</p> <p>イ 発注者指定型同様、当初予定価格から「完全週休2日（土日）」を達成した場合の補正係数を各経費等に乘じたうえで予定価格を作成するものとする。</p> <p>ウ 達成状況の確認後、「月単位の週休2日（現場閉所）」に満たないものは、補正分を減額変更する。また、工事着手前に「現場閉所による週休2日」に取り組むことについて、受注者が希望しないものについても、補正分を減額変更する。</p> <p>(実施方法及び確認方法)</p> <p>第6条 <u>現場閉所</u>による週休2日制現場の受注者は、工事着手までに速やかに、土曜日及び日曜日を基本とする4週8休以上の休日（現場閉所）を見込んだ工事工程表を作成し、監督員の承諾を得ること。なお、受注者希望型の場合、受注者は、受注後速やかに<u>工事打合せ簿</u>により監督員に「週休2日制現場の適用を希望する」</p>	<p>ア 実施対象工事の発注にあたり、施工条件の明示に<u>週休2日制現場</u>（受注者希望型）であることを明示し、発注手続きを行うこととする。</p> <p>(記載例) 当工事は、<u>週休2日制現場</u>（受注者希望型）の実施対象工事であるため、「吉岡町週休2日制現場の試行要綱」に基づき、受注後速やかに<u>工事打合せ書</u>に希望の有無を記載し、監督員へ提出すること。なお、当工事の工期には、週休2日に対応するための日数として、〇日を見込んでおり、週休2日制現場の適用を希望しない場合でも、週休2日に対応する分の短縮はしないものとする。</p> <p>イ 発注者指定型同様、当初予定価格から「週休2日」を達成した場合の補正係数を各経費等に乘じたうえで予定価格を作成するものとする。</p> <p>ウ <u>現場閉所</u>の達成状況を確認後、月単位で「4週8休現場閉所」に満たないものは、補正分を減額変更する。また、工事着手前に「週休2日」に取り組むことについて、受注者が希望しないものについても、補正分を減額変更する。</p> <p>(実施方法及び確認方法)</p> <p>第6条 <u>週休2日制現場</u>の受注者は、工事着手までに速やかに、土曜日及び日曜日を基本とする4週8休以上の休日（現場閉所）を見込んだ工事工程表を作成し、監督員の承諾を得ること。なお、受注者希望型の場合、受注者は、受注後速やかに<u>工事打合せ書</u>により監督員に「週休2日制現場の適用を希望する」</p>

吉岡町週休2日制現場の試行要項新旧対照表

新	旧
旨の申し出を行うこととする。	旨の申し出を行うこととする。
2 略	2 略
3 略	3 略
4 災害対応などで他の現場にやむを得ず出勤した場合は、当該現場が閉所されていれば、現場閉所とするものとする。 <u>また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。</u>	4 災害対応などで他の現場にやむを得ず出勤した場合は、当該現場が閉所されていれば、現場閉所とするものとする。 <u>また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。</u>
5 前項の場合を除く降雨、降雪、猛暑等の自然的な事象により作業予定日に計画外の現場閉所を行う場合、受注者は、事前に監督員へ現場閉所を行う旨の連絡を行うものとする。ただし、計画外の現場閉所日がつぎに掲げるいずれかに該当する場合は、この限りでない。	(新設)
(1) 施工計画書に記載した法定休日又は所定休日の場合	
(2) 官公庁の休日の場合	
6 略	5 略
7 略	6 略
(1) 完全週休2日（土日） 受注者は、土曜日又は日曜日に工事を行おうとする場合、事前に監督員と協議の上現場閉所日を振り替えることができるものとする。	(1) 完全週休2日 受注者は、土曜日又は日曜日に工事を行おうとする場合、事前に監督員と協議の上現場閉所日を振り替えることができるものとする。ただし、振替現場閉所日は、同一週内において設けることを原則とする。
(2) 月単位の週休2日（現場閉所） 受注者は、設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定することとする。振替現場閉所日は、現	(2) 4週8休現場閉所 受注者は、設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定することとする。振替現場閉所日は、現

吉岡町週休2日制現場の試行要項新旧対照表

新	旧																																		
場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とする。 _____	場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とする。月単位とは、対象期間内の月の最初の日曜日から、最後の日曜日が属する週の土曜日までとする。																																		
<u>8 略</u> (1)・(2) 略 (3) <u>CCUSの発注者支援機能による週休2日達成状況</u> (4) 略	<u>7 略</u> (1)・(2) 略 <u>(新設)</u> (3) 略																																		
<u>9 略</u> (間接工事費率等の補正)	<u>8 略</u> (間接工事費率等の補正)																																		
第7条 週休2日の達成状況に応じ、労務費_____・ 共通仮設費率・現場管理費率、市場単価及び土木工事標準単価について以下補正係数により補正する。 (1) 補正係数	第7条 週休2日の達成状況に応じ、労務費・機械経費（賃料）・ 共通仮設費率・現場管理費率、市場単価及び土木工事標準単価について以下補正係数により補正する。 (1) 補正係数																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;"><u>完全週休2日</u> (土日)</th> <th style="text-align: center;"><u>月単位の週休2日</u> (現場閉所)</th> </tr> <tr> <td><u>労務費</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1. 02</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1. 02</u></td> </tr> <tr> <td><u>共通仮設費率</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1. 02</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1. 01</u></td> </tr> <tr> <td><u>現場管理費率</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1. 03</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1. 02</u></td> </tr> </table>		<u>完全週休2日</u> (土日)	<u>月単位の週休2日</u> (現場閉所)	<u>労務費</u>	<u>1. 02</u>	<u>1. 02</u>	<u>共通仮設費率</u>	<u>1. 02</u>	<u>1. 01</u>	<u>現場管理費率</u>	<u>1. 03</u>	<u>1. 02</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;"><u>「週休2日」を達成できた場合</u></th> <th rowspan="2" style="text-align: center;"><u>「週休2日」を達成できなかつた場合</u></th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;"><u>完全週休2日</u></th> <th style="text-align: center;"><u>4週8休現場閉所</u> (月単位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>労務費</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1. 04</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1. 04</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1. 00</u></td> </tr> <tr> <td><u>機械経費</u> (賃料)</td> <td style="text-align: center;"><u>1. 02</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1. 02</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1. 00</u></td> </tr> <tr> <td><u>共通仮設費率</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1. 03</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1. 03</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1. 00</u></td> </tr> <tr> <td><u>現場管理費率</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1. 05</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1. 05</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1. 00</u></td> </tr> </tbody> </table>		<u>「週休2日」を達成できた場合</u>		<u>「週休2日」を達成できなかつた場合</u>	<u>完全週休2日</u>	<u>4週8休現場閉所</u> (月単位)	<u>労務費</u>	<u>1. 04</u>	<u>1. 04</u>	<u>1. 00</u>	<u>機械経費</u> (賃料)	<u>1. 02</u>	<u>1. 02</u>	<u>1. 00</u>	<u>共通仮設費率</u>	<u>1. 03</u>	<u>1. 03</u>	<u>1. 00</u>	<u>現場管理費率</u>	<u>1. 05</u>	<u>1. 05</u>	<u>1. 00</u>
	<u>完全週休2日</u> (土日)	<u>月単位の週休2日</u> (現場閉所)																																	
<u>労務費</u>	<u>1. 02</u>	<u>1. 02</u>																																	
<u>共通仮設費率</u>	<u>1. 02</u>	<u>1. 01</u>																																	
<u>現場管理費率</u>	<u>1. 03</u>	<u>1. 02</u>																																	
	<u>「週休2日」を達成できた場合</u>		<u>「週休2日」を達成できなかつた場合</u>																																
	<u>完全週休2日</u>	<u>4週8休現場閉所</u> (月単位)																																	
<u>労務費</u>	<u>1. 04</u>	<u>1. 04</u>	<u>1. 00</u>																																
<u>機械経費</u> (賃料)	<u>1. 02</u>	<u>1. 02</u>	<u>1. 00</u>																																
<u>共通仮設費率</u>	<u>1. 03</u>	<u>1. 03</u>	<u>1. 00</u>																																
<u>現場管理費率</u>	<u>1. 05</u>	<u>1. 05</u>	<u>1. 00</u>																																

吉岡町週休2日制現場の試行要項新旧対照表

新				旧			
(2) 市場単価				(2) 市場単価			
	区分	完全週休2日 (土日)	月単位の週休2日 (現場閉所)		区分	週休2日を達成でき た場合	週休2日 を達成で きなかつ た場合
鉄筋工		1. 0 2	1. 0 2			1. 0 4	1. 0 4
ガス圧接工		1. 0 1	1. 0 1			1. 0 3	1. 0 3
インターロッキングプロ ック工	設置	1. 0 1	1. 0 1		設置	1. 0 1	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 2		撤去	1. 0 4	1. 0 4
防護柵設置工 (ガードレ ール)	設置	1. 0 0	1. 0 0		設置	1. 0 1	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 2		撤去	1. 0 4	1. 0 4
防護柵設置工 (ガードパ イプ)	設置	1. 0 0	1. 0 0		設置	1. 0 1	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 2		撤去	1. 0 4	1. 0 4
防護柵設置工 (横断・転 落防止柵)	設置	1. 0 2	1. 0 2		設置	1. 0 4	1. 0 4
	撤去	1. 0 2	1. 0 2		撤去	1. 0 4	1. 0 4
防護柵設置工 (落石防護 柵)		1. 0 1	1. 0 1		設置	1. 0 1	1. 0 1
防護柵設置工 (落石防止 網)		1. 0 1	1. 0 1		撤去	1. 0 4	1. 0 4
道路標識設置工	設置	1. 0 0	1. 0 0		設置	1. 0 4	1. 0 4
	撤 去・ 移設	1. 0 1	1. 0 1		撤去	1. 0 4	1. 0 4
道路付属物設置工	設置	1. 0 1	1. 0 1		設置	1. 0 1	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 2		撤去	1. 0 3	1. 0 3
法面工		1. 0 1	1. 0 1		道路標識設置工	1. 0 1	1. 0 0
					道路付属物設置工	1. 0 1	1. 0 0

吉岡町週休2日制現場の試行要項新旧対照表

新

吹付枠工		<u>1. 0 1</u>	<u>1. 0 1</u>
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		<u>1. 0 1</u>	<u>1. 0 1</u>
道路植栽工		<u>1. 0 2</u>	<u>1. 0 2</u>
公園植栽工		<u>1. 0 2</u>	<u>1. 0 2</u>
橋梁用伸縮接手装置設置工		<u>1. 0 1</u>	<u>1. 0 1</u>
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		<u>1. 0 2</u>	<u>1. 0 2</u>
橋面防水工		1. 0 1	1. 0 1
薄層カラー舗装工		<u>1. 0 0</u>	<u>1. 0 0</u>
グレービング工		<u>1. 0 0</u>	<u>1. 0 0</u>
軟弱地盤処理工		<u>1. 0 1</u>	<u>1. 0 1</u>
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1. 0 1	1. 0 1

旧

	撤去	<u>1. 0 4</u>	<u>1. 0 4</u>	<u>1. 0 0</u>
法面工		<u>1. 0 2</u>	<u>1. 0 2</u>	<u>1. 0 0</u>
吹付枠工		<u>1. 0 3</u>	<u>1. 0 3</u>	<u>1. 0 0</u>
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		<u>1. 0 3</u>	<u>1. 0 3</u>	<u>1. 0 0</u>
道路植栽工	植樹	<u>1. 0 4</u>	<u>1. 0 4</u>	<u>1. 0 0</u>
	剪定	<u>1. 0 4</u>	<u>1. 0 4</u>	<u>1. 0 0</u>
公園植栽工		<u>1. 0 4</u>	<u>1. 0 4</u>	<u>1. 0 0</u>
橋梁用伸縮接手装置設置工		<u>1. 0 2</u>	<u>1. 0 2</u>	<u>1. 0 0</u>
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		<u>1. 0 4</u>	<u>1. 0 4</u>	<u>1. 0 0</u>
橋面防水工		1. 0 1	1. 0 1	1. 0 0
薄層カラー舗装工		<u>1. 0 1</u>	<u>1. 0 1</u>	<u>1. 0 0</u>
グレービング工		<u>1. 0 1</u>	<u>1. 0 1</u>	<u>1. 0 0</u>
軟弱地盤処理工		<u>1. 0 2</u>	<u>1. 0 2</u>	<u>1. 0 0</u>
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1. 0 1	1. 0 1	1. 0 0

(3) 土木工事単価

区分	完全週休2日 (土日)	月単位の週休2日 (現場閉所)	
区画線工	<u>1. 0 2</u>	<u>1. 0 2</u>	
高視認性区画線工	<u>1. 0 2</u>	<u>1. 0 2</u>	
橋梁塗装工	<u>1. 0 1</u>	<u>1. 0 1</u>	

(3) 土木工事単価

区分	週休2日達成できた場合		週休2日を達成できなかつた場合
	完全週休2日	月単位で4週8休現場閉所	
区画線工	1. 0 4	1. 0 4	1. 0 0

吉岡町週休2日制現場の試行要項新旧対照表

新				旧			
構造物とりこわし工	機械	1. 01	1. 01	構造物とりこわし工	高視認性区画線工	1. 04	1. 04
	人力	1. 02	1. 02		橋梁塗装工	1. 03	1. 03
コンクリートブロック積工		1. 02	1. 02	コンクリートブロック積工	機械	1. 03	1. 03
					人力	1. 04	1. 04
排水構造物工		1. 02	1. 02	排水構造物工		1. 04	1. 04
						1. 04	1. 00
鋼製排水溝設置工		1. 02	1. 02	鋼製排水溝設置工		1. 04	1. 04
						1. 04	1. 00
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1. 01	1. 01	表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1. 02	1. 02
	高所作業車	1. 01	1. 01		高所作業車	1. 02	1. 02
表面含浸工	固定足場	1. 02	1. 02	表面含浸工	固定足場	1. 04	1. 04
	高所作業車	1. 02	1. 02		高所作業車	1. 04	1. 04
連続繊維シート補強工	固定足場	1. 02	1. 02	連続繊維シート補強工	固定足場	1. 04	1. 04
	高所作業車	1. 02	1. 02		高所作業車	1. 04	1. 04
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1. 02	1. 02	剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1. 04	1. 04
	高所作業車	1. 02	1. 02		高所作業車	1. 04	1. 04
漏水対策材設置工	固定	1. 02	1. 02	漏水対策材設置工	固定	1. 04	1. 04

吉岡町週休2日制現場の試行要項新旧対照表

新				旧			
	足場 高所 作業 車	1. 02	1. 02		足場 高所 作業 車	1. 04	1. 04
防草シート設置工		1. 01	1. 01	防草シート設置工		1. 03	1. 03
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエスチル樹脂)	固定足場	1. 01	1. 01	紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエスチル樹脂)	固定足場	1. 02	1. 02
	高所 作業 車	1. 01	1. 01		高所 作業 車	1. 01	1. 01
塗膜除去工		1. 02	1. 02	塗膜除去工		1. 04	1. 04
バキュームブラスト工		1. 01	1. 01	バキュームブラスト工		1. 01	1. 01
道路反射鏡設置工	設置	1. 00	1. 00	道路反射鏡設置工	設置	1. 01	1. 01
	撤去	1. 02	1. 02		撤去	1. 04	1. 04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1. 02	1. 02	仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1. 04	1. 04
機械式継手工		1. 02	1. 02	機械式継手工		1. 04	1. 04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1. 01	1. 01	抵抗板付鋼製杭基礎工		1. 03	1. 03
ノンコーリング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1. 01	1. 01	ノンコーリング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1. 01	1. 01
FRP製格子状パネル設置工		1. 01	1. 01	FRP製格子状パネル設置工		1. 00	1. 00
浸食防止用植生マット工 (養生マット工)		1. 02	1. 02	浸食防止用植生マット工 (養生マット工)		1. 04	1. 04
支承金属溶射工		1. 02	1. 02	支承金属溶射工		1. 04	1. 04
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1. 02	1. 02	耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1. 03	1. 03

吉岡町週休2日制現場の試行要項新旧対照表

新				旧
(ハウエル管) 設置工				
フレア溶接工		<u>1. 0 2</u>	<u>1. 0 2</u>	
H型ボラード設置工		<u>1. 0 1</u>	<u>1. 0 1</u>	
橋梁用水切り材設置工	固定 足場	<u>1. 0 2</u>	<u>1. 0 2</u>	
	作業 者	<u>1. 0 2</u>	<u>1. 0 2</u>	
2 略				2 略